

## 外国籍女性DV被害者に関する報告

### 1) 外国籍女性が夫からの暴力で、警察（交番）に逃げたケース

女性はオバースティ

#### ・○さんの場合

○さんは、日本人男性と1994年に結婚しました。長女（現在小5）を妊娠後から、暴力を振るわれるようになりました。暴力は、顔と頭に集中しました。しかも主に寝ているときに暴力がありました。昨年6月ごろK警察署に駆け込み、あまりにもひどい怪我なので警察で1晩泊まりました。娘が心配なので帰宅し、その後も夫からの暴力があり、身の危険を感じたので友人の助けで福祉事務所に行き「女性の家HELP」にきました。精神状態が悪く、精神科に通院しました。

○さんが夫を暴力で告訴したいというのでHELPのディレクターとタイ人スタッフ（通訳者）ともに5月19日K警察署に行きました。

その後離婚の調停や、心身の安定のためにステップハウスに移りました。又オバースティ状態であるため大津が付き添い東京入管に違反審査など行政手続を済ませました。心身の回復を図るために病院も定期的に行きました。

離婚、親権を求める裁判手続きを行っていました。

3月15日朝オバースティの容疑で矯風会会館に刑事4人で○さんを逮捕するためにきました。ステップの所長が留守であったため大津が警察官に対応しました。

逮捕の理由は1) オバースティである。2) 逃亡の虞がある。3) 子どもを連れていっていない。

警察での10日間の勾留の後、入管の送致された後、釈放

#### 意見

・DVは犯罪であるとDV防止法で明記されています。○さんは犯罪被害者です。

2004年12月制定の「犯罪被害者基本」においてその第3条「すべて犯罪被害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」とのべられています。

・○さんは何度も夫に配偶者ビザの更新の協力を頼みましたが、夫は暴力を振るうだけで拒否しました。オバースティになった原因は夫です。外国籍妻の場合ビザ取得の非協力もDVです。「在留資格がなくなったら警察に捕まるぞ」「俺に逆らうとビザがなくなる」「子どもに会えなくなる」と脅され女性たちは我慢します。

このような例は○さんだけで無くHELPに来る外国籍女性は少なくありません。

・2004年DV法改定第23条「国籍、障害の有無を問わず職務関係者は人権を尊重すること」と明記しています。又法務省、国家公安委員会も「基本的な方針」において示されています。

- ・ DV被害にあった外国女性に対する配慮を求めます。ビザの更新をしない夫に対して何らかの措置が必要です。
- ・ K署警察官は、Oさんが包丁を持ち出し、夫を傷つけているので、DV事案でない。夫婦喧嘩であるといわれた。2006年4月6日に保護命令が発令されている。現場の警察官。検察官へDVの研修が必要です。
- ・ シエルターが依頼する場合を除いて警察官がシエルター立ち入ることに対しての対応を考えていただきたい。
- ・ 第2次改定には、「国籍、在留資格を問わず」を入れていただきたいと思います。

#### 所持金を持っているDV被害者に対して

HELPには外国籍のDV母子が利用されますが時々所持金を持っているために女性相談センターに入れないDV被害者がいます。

その中にはかつて夫の暴力で公的なシエルターを利用した時お金を持たずに来たためにとてもつらい思いをしました。夫の元に返り、一年間働き、再び夫の下から逃げ、福祉事務所に相談すると、所持金があるので民間シエルターに入ってお金を使ってしまった後に生活保護の申請をする。確約は出来ないといわれました。HELPでは母子で一日6千円（3食付）要ります。毎日お金が出て行くことを苦にして、HELPを出て行かれました。この女性の場合、自立していくためにお金が必要なので女性相談センターに入れるようにしていただくか、一時的な緊急保護費を出して民間シエルターに入れていきたい。

女性の家 HELP



聖句

靈の賜物は種々あるが、

御靈は同じである。務は種々あるが、主は同じである。働きは種々あるが、すべてのものの中に働いてすべてのことをする神は、同じである。各自が御靈の現れを賜っているのは、全体の益になるためである。

## ネットワークニュース No. 59

TEL (03)3368-8855 郵便振替 00110-5-188775

## 2006 年度の HELP

HELP は今年 20 周年を迎えます。矯風会創立 100 周年の時の多くの方々の志と夢を引き継いでここまできました。たくさんの女性と子どもが利用し、巣立っていきました。スタッフも入れ替わりました。財政を支えてくださった方々、労力をささげてくださったボランティアの方々、行政の方々、数え切れない協力者のお陰で、HELP は女性と子どもの人権を守る灯をともし続けております。

今年度もスタッフ一同、利用される方々の気持ちに寄り添って、それぞれの方の人生が平安のうちに進みますように、色々な方策を考え努力していきたいと思います。DV や人身売買に関わる法律は少しづつ整備されてきていますが、一人の人間である女性にとっては不備などころや足りないところがたくさんあります。人と人との関係となると、昔も今も他を支配しようとする人があり、搾取し、利用する人があり、自分に都合の良い価値観を押し付ける政治的力が働き、世論をあやつる勢力がはびこります。

私たちは知識を見につけ、忍耐強く事に当たっていくことは無論ですが、根本のところで人間理解を深め、人間同士のつながりを通して共に成長していきたいと切に願っております。本年度も皆様のご助力をお願い申し上げます。



(ディレクター代行 大脇)

世間では DV という言葉が浸透し、外国籍の人々との共生がうたわれていますが、相変わらず DV 被害女性を責める風潮は根強く、ひとたび外国籍の人が事件を起こすとこそとばかりに彼らを排斥する動きが様々な形で現れてきます。HELP においても、退所した DV 被害女性の裁判において、第一審で DV の認識がされずに妻の経済力ばかりが問題視されて DV 夫に親権がいくという結果が出たり、夫から死に至りかねないほどのひどい暴力を振るわれて保護されていたオーバーステイの外国籍女性が入管法違反で逮捕される(詳しくはステップハウスのニュースレターをご覧ください)など、まだまだ道は長いと感じざるを得ません。

しかし、様々な支援者の協力を得て、裁判の件は第二審においてすべての子どもたちの親権が母親へいく結審となり勝訴し、逮捕の件は警察庁と意見交換して今後被害者が二次被害を受けるようなことが二度と起こらないように迅速に行動を起こしています。油断のならない厳しい状況ですが、今後も同じヴィジョンを持つ仲間と連帯し、希望を持って活動していきたいと強く感じています。

(米山)

## 滞在者の年齢の広がりー2005 年度 HELP の概況

1986 年の発足からしばらくは、HELP 滞在者の圧倒的多数は外国人であった。1998 年に逆転して日本人が多くなり、それがいまも続いている。2005 年度の滞在者は、外国籍女性が 52 名、日本籍女性が 87 名であった。入所者には心身の病いを抱え、病院に通院する人が多く、また 10 代から 80 代と滞在者の年齢の幅が広がったことなどが特徴といえる。

### <外国籍女性>

52 名の入所者のうち 15 名が子ども連れで、同伴児は 25 名であった。利用の内訳は、人身売買 50%、DV 約 30%、あとの 20% は居所なし（ホームレス）で、前年度に比べ人身売買被害者の割合が増えた。

●人身売買の被害者 タイ 7 名、インドネシア 8 名、フィリピン 8 名の他にコロンビア、カナダの女性が避難して滞在し、全員帰国した。2005 年 7 月、刑法に「人身取引罪」が導入された結果、初めてブローカーが逮捕された。HELP に滞在し、入管での審査を経て在留特別許可を得て、現地の警察の事情聴取に応じ、ブローカー逮捕に協力したのは、インドネシア女性の 2 名であった。彼女たちには、HELP の働きかけと、現地の弁護士らの協力を経て、ブローカーが儲けた収益の一部が返済された。

人身売買の被害者は、「日本ではお金が稼げる」と言われて来日する。しかし、その仕事が誘われた際の内容と異なり、暴力をふるわれたり、男性の「買春」の相手とされるなど、強制的で酷い扱いに耐えられずに大使館などを経て、HELP に避難してくる。彼女達は郷里に置いてきた子どもたち、年下のきょうだい、親に仕送りするために移住労働を決意しており、20 代後半以降の女性も多くいた。しかし働いた分の賃金さえ払われないまま、無一文で逃げてくることが多い。せめて働いた賃金や慰謝料など、少しでも搾取分を回復して帰国して欲しいと願う。犯罪収益の一部が返済されるという、今回の例が多くの被害者に及ぶことを期待したい。ところがブローカーの逮捕に至らず、そのまま泣き寝入りして帰国する被害者も多い。

また人身取引罪で逮捕というその後の報道でも、外国籍のブローカーの逮捕者が多く、背後であやつる日本人は逮捕されていないことに、根本的な解決に繋がるのかという疑問もわく。さらに「人身売買の被害者」という認定は、警察や入管などどこの関係機関が、どう認定するのかということがはっきりしておらず、課題がいろいろ残されている。例えば HELP に避難した女性の中には、お店で「売春」させられるのを避けるため、炊事、掃除、マッサージなど様々なことをしたが、避けられないとわかった時点で逃げた。そのため最初に受け入れた自治体などで、「人身売買の被害者」と認定されるのがすごく遅れた。

フィリピン女性は、興行ビザでの来日時の契約とは違うお店に「飛ばし」をされそうになり、東北から列

車代を出し合って一緒に東京の大蔵館に逃げ、7名が帰国までHELPに滞在した。移住労働の歴史も長く、経験者も多い国の女性たちは、労働契約などについての知識があり、飛ばされるのは「おかしい！」と逃げたことに、彼女たちのエンパワメントを見る思いがした。

●DV 被害者 約30%のDV被害者は、フィリピン女性が多く、次いでタイ、コロンビア、ペルー、シンガポールの女性もいた。母子の場合、母親の国を知らない同伴児も少なくない。彼女たちは日本での生活を選ぶ場合が多いので、離婚→親権獲得→定住ビザ取得のプロセスには長期間を要し、退所後もサポートを続けるケースが増えている。3人の子どもと一緒にかつてHELPに滞在した女性が、その後の離婚裁判の一審で、上の2人の子どもは父親、下の子どもが母親に親権があるという判決が出た。彼女の「子どもたちと一緒に育てたい」という強い願いを聞き、HELPは控訴審を支援した。二審は勝訴し、3人の子どもの親権は母親に認められた。「Aさんに定住ビザが出た」「Bさんの離婚が成立した」「Cさんの親権が取れた」という連絡を受けるたびに、母子が安心して暮らせる環境が整っていくことにスタッフ一同喜んでいる。

●居所なし(ホームレス) 20%の居所なし滞在者は、「夫が行方不明」「帰国までの間」などの理由である。帰国までの間入所した精神的に不安定な女性は、よほど怖い経験をしたのか、最初個室に入るのをすごく恐れ、また言葉の問題もあり、その対応にとても苦慮した。また、アフリカのある国の女性の入所にあたっては、難民申請のために特別に配慮し、NGOとのみ連携して支援した。

#### <日本国籍の女性>

利用者は87名で、その81%が居所なし、DVが18%である。年齢の高い人も多く、60代が11名、70代が6名、80代の女性もいた。HELP退所後、他の施設へ移動した人が45名である。就職やアパート転宅が少ないのは、心身の病気などで働くことや他者との関係がうまくいかず、自立に時間がかかることがある。少数ながら外出したまま帰所せず、自主退所した女性もいた。暴力は、夫からのみならず、息子や実弟からという例もあった。高齢の女性で、それまでに築いてきた財産のほとんどを親族に取られた人もいた。さらに、お酒やパチンコなど、様々なアディクションの問題を持つ女性たちの入所もあった。

#### <電話相談>

電話相談は、37ヶ国の人に関してあった。フィリピン、タイの人たちからの相談が断然多いのは、HELPにその国の中のスタッフがいるからで、自国語での相談の大切さがよくわかる。外国籍に関する相談は、情報の提供や在留資格、DVに関するものが多く、日本人に関する相談は入所依頼が最も多い。それはそのまま、入所者の状況に対応しているといえる。

(高木)

## 2005年度 HELP 利用者の統計

HELP国籍別利用者数(2005年4月1日～2006年3月31日)

国籍	女性
フィリピン	21
タイ	14
インドネシア	8
コロンビア	2
韓国	1
シンガポール	1
朝鮮	1
台湾	1
ブルンジ	1
ペルー	1
カナダ	1
日本	87
合計	139

同伴した子どものいる女性の数

日本国籍	87人中9人
外国籍	52人中15人

国籍	同伴児
フィリピン	17
タイ	4
ペルー	3
コロンビア	1
合計	25

外国籍利用者地方別内訳

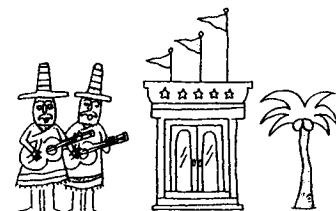
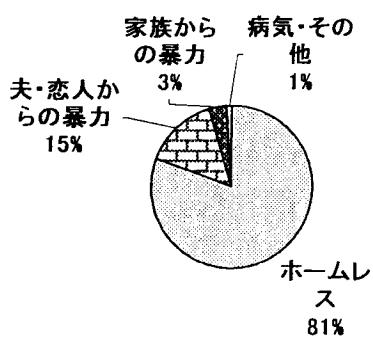
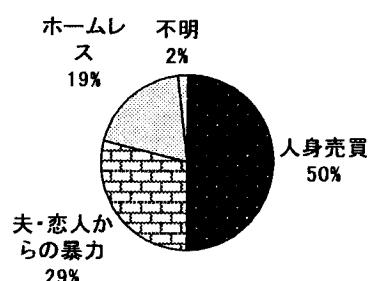
出身地	人数
秋田	1
茨城	2
岩手	7
埼玉	6
東京	21
栃木	3
長野	6
山梨	1
神奈川	1
不明	4
合計	52

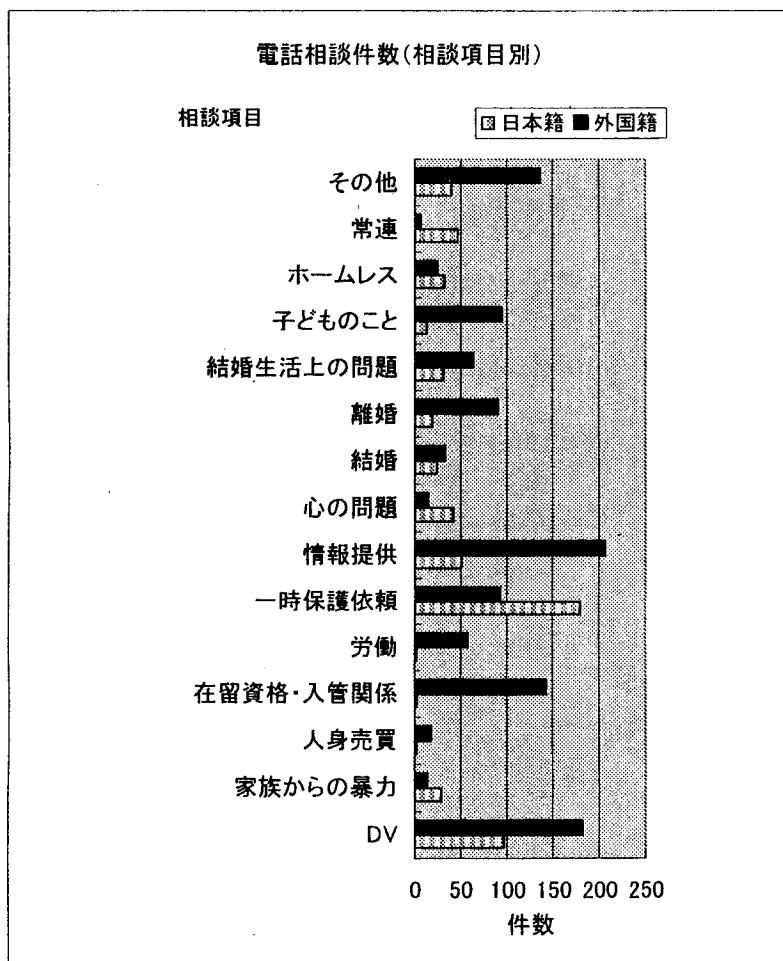
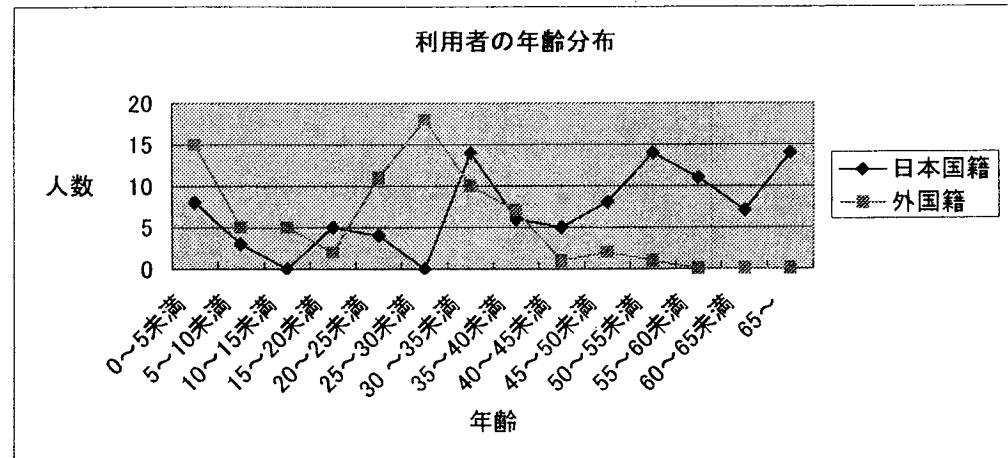
利用者退所先

退所先	日本国籍	外国籍
施設	39	7
アパート	5	8
センター	9	3
帰国	0	29
帰宅	6	1
入院	4	1
友人・知人宅	7	2
住み込み就労	2	0
簡易宿泊所	1	0
路上	1	0
不明	7	0
未定	6	1
総計	87	52

外国籍利用者平均滞在日数

2001年	14.91日
2002年	18.80日
2003年	17.31日
2004年	23.50日
2005年	19.50日

利用内訳【日本国籍】  
2005年4月1日～2006年3月31日利用内訳【外国籍】  
2005年4月1日～2006年3月31日

**電話相談件数(国籍別)**

国籍	件数
日本	610
フィリピン	570
タイ	410
中国	37
韓国	17
コロンビア	14
アメリカ	9
ブラジル	8
ペルー	8
インドネシア	7
ロシア	6
ベラルーシ	6
iran	6
ウクライナ	6
ミャンマー	5
ルーマニア	4
カナダ	4
北朝鮮	3
台湾	3
ホンジュラス	3
香港	3
ジャマイカ	3
バングラデシュ	3
モンゴル	3
エチオピア	2
ネパール	2
スリランカ	2
ソマリア	1
トルコ	1
パキスタン	1
ナイジェリア	1
ウルグアイ	1
スペイン	1
ベトナム	1
ボリビア	1
ブルンジ	1
ドミニカ	1
不明	14
合計	1778



## 2005年度 HELP の子どもたち

今年度HELPを利用した子どもたちは34人であった。外国籍の母親を持つ子どもが25人、日本人の母親を持つ子どもが9人だった。母親は外国籍だが、ほとんどの子どもの父親は日本人だ。また、子どもとしては数えられていないが、10代や20代の日本人のホームレスや妊婦も数名いた。

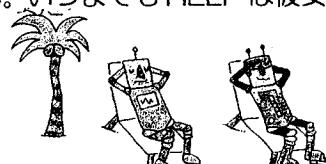
今年度は、学齢期以上の子どもの滞在の長期化が目立った。子どもたちのストレスなど心配したが、相変わらずHELPは子どもたちの笑い声であふれていた。子どもたちの元気な声にはスタッフもほっとさせられる。また、子どもたちが力強く回復していく姿に、母親たち自身も勇気づけられるようだった。

HELPでは子どもたちの様子をみながら、様々なボランティアの協力を得てプログラムを提供している。勉強を見てくださるボランティアの「すごい！できるじゃない！」という言葉に、子どもたちはとても自信ある顔を見せてくれる。色々な場面で「できる」体験を積み重ねていくことで、子どもたちはのびのびし、自信を持っていくようだ。



男性ボランティアの協力も大きい。近くの公園で走り回り、思う存分からだを使って遊んでもらう。遊びを通して子どもの様々な面を知ることができる。また、彼らの穏やかな姿勢や適切な関わり方から、暴力をふるわない男性モデルを提供できることも大きい。これは子どもだけではなく、HELPにいる10代・20代の女の子たちにも重要である。以前、HELPでお花見に行ったとき、学生ボランティアたちが来てくれた。男女学生の対等な話し方や関係を見て、HELPにいる若い妊婦さんたちは「いいね、ああゆうの。私たちの周りにはあんな男の人いないね」としみじみ話していた。彼女たちの周りには暴力的で高圧的な男性が多く、また、女性はそれに従わなければならず、そうしないと男性から認められないと思い込んでいる。男女の対等な関係、自分らしくしていても認められることを、ボランティアの姿を通して少し感じられたようだった。

最近HELPでは、若い女の子の利用が多い。社会制度としては大人として扱われているが、まだまだ子どもであり、彼女たちのサポートは非常に重要である。彼女たちの背景には、小さい頃の親からの様々な虐待が見られる。少しでも早い時期での支援が、彼女たちやその子どもたちの将来に大きくつながる。家族から得られなかつた愛情を、様々な人たちによって得られることが大切である。1人でがんばらなくていい。いろんな人たちに甘えていい。たくさんの手を借りて、少しずつ自分らしさを取り戻して欲しい。彼女たちが退所後、HELPに遊びにきて「里帰りみたい」と言ってくれる。いつまでもHELPは彼女たちの「家」でありたい。そのような支援を続けていきたい。



(杉山)

## HELP 弁護士交流会

2006年3月20日(火)に、2005年度のHELP 弁護士交流会が開かれた。HELPに協力して下さっている弁護士7名、矯風会前会長、ステップハウスより2名、HELP職員9名が出席した。内容は、①2005年度HELPの入所者・電話相談の概略報告、②HELP等が支援し、緊急対応を求められている事例の検討とそれに関する法律的アドバイスをいただき、③DVケース裁判に伴い、DV加害者から脅されるなどの被害を弁護士の方々が被った事例について分かち合い、それに対する具体的な防止法について話し合うものだった。経験豊富な弁護士による熱心な議論や次々と出る現実的なアドバイスに、このような専門家が不利な立場に立たされることの多いDV被害外国籍女性を後方支援してくださることの心強さを改めて感じ、今後のネットワーク充実の可能性を見る貴重な機会だった。

(坂間)

## 人身取引被害者保護・支援の動向

人身取引被害女性の支援を取り巻く状況は、2005年度に入り大きく変化している。HELPでは、関係機関間の連携強化を目的とした警察庁主催の人身取引被害者の第二回「コンタクトポイント会議」(2005年12月)、東京入国管理局主催の「人身取引対策関係機関連絡会議」(2006年3月)に出席し、民間シェルターから見える被害者保護の課題を提示した。これらの課題は、実際に被害者保護した各都道府県女性相談センターとの共有化が進みつつある。「リーダーシップ機関のない」支援枠組みで個別に支援することの難しさに多様な関係機関が気づき始め、今後のよりよい支援に向けた取り組みがますます求められている。(坂間)

## 小西聖子さんの講演会

内閣府から東京都へ委託された配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業として、武蔵野大学教授の小西聖子さんに「DV被害のトラウマについて～母子の回復支援に向けて～」というテーマでお話していただき、100名という大勢の参加者が集まった。多彩なあらわれ方をする暴力によるトラウマの症状を理解し、適切な係わりをもって支援していくことが、お話を聞いてとても難しいことだという認識が強まった。トラウマ症状などを理解することはもちろんのこと、被害者と関わる私たち一人一人がしっかりとDVやその他の暴力の問題と向き合い、自分の持っている力やこの社会の中での自分の在り方を意識し、他の支援者と共有して連携していくことが大切なのだと改めて認識した。質疑応答も含めて実践的なお話を聞くことができたのと同時に、DVという極めてセンシティブな問題に対してとても意識的である小西さんのあり方自体から多くのことを学んだ。

(米山)

## お知らせ

### ○ 前ディレクターからの挨拶

私、大津恵子は、2006年3月を持って女性の家HELPを退職いたしました。

多くの方々に支えられ、6年半充実した日々を過ごすことが出来ました。2000年にディレクターに就任し、DV防止法の制定のために外国籍当事者とともにロビー活動をいたしました。この活動を通して、多くの人たちと出会い、そのネットワークは私の財産となりました。HELPでの仕事はDV防止法に始まり人身売買包括法への取り組みに終わりました。人身売買問題は私のライフワークですので、引き続き活動を続けていきます。

最後にHELPを支援してくださった皆様に、この紙面を借りまして感謝のご挨拶をいたします。本当にありがとうございました。これからもHELPを支えてくださいますようにお願い申し上げます。共に働いたスタッフには心から感謝いたします。スタッフが忙しすぎ、心も身体も疲れないようにと祈っています。

### ○ HELPの活動に関心のある方へ

HELPでは、毎月第一木曜日の午後1時30分から活動説明会（資料代500円）を開いています。そこで皆さんと一緒にHELPの活動と、それを通して見える問題を考える時間を設けています。また、ボランティア希望の方はまずはこの活動説明会にご参加ください。参加ご希望の方は、お電話の上お越しください。なお、シェルター内はお見せしておりません。

### ○ ありがとうございました&お願いします

いつも様々な献品をたくさんの方からいただいて、スタッフ一同より感謝しております。引き続き、ご協力をお願いします。食品については賞味期限内のものを送っていただけますようお願いいたします。古着に関しては保管するスペースの関係上、現在受け付けておりません。なお、週末は事務所が休みのため、月曜日から金曜日までの配達指定をお願いします。

送付先：〒169-0073 新宿区百人町2-23-5 日本キリスト教婦人矯風会気付 HELP事務局

#### 現在HELPで不足しているもの

- ・ 食品全般（野菜、果物、お米、お菓子など）（賞味期限内のもの）
- ・ 調味料（砂糖、醤油、油、ジャムなど）、嗜好品（コーヒー、紅茶、お茶など）
- ・ Lサイズ以上の紙おむつ、粉ミルク
- ・ 新品の大人・子どものパジャマ、トレーナー、トレパン類
- ・ 時計（目覚まし、壁掛け）、CDプレーヤー
- ・ 掃除機（2000年以降製造のもの）、裁縫道具、手芸用品



### ○ 編集後記

4月から新体制になり、試行錯誤の中さまざまなプロジェクトも動き始めました。知恵も情報もストレスも感情もなるべくスタッフ皆で共有して対話する中から、予想もつかずに湧き起こってくる様々な問題に対処し日々を乗り切っています。ネットワークニュースは献金を下さった方を中心に1年間（5、12月）お送りしています。読み終えましたら、ぜひお知り合いの方にHELPの活動をご紹介ください。